校費

$$\frac{\sum_{n=14}^{16}(B_n \times C_n) + \sum_{n=8}^{16}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{59{,}300\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額

$C_{14} = 0.0236$

$C_{15} = 0.0246$

$C_{16} = \underline{0.0245}$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額

$E_8 = 0.0061$

$E_9 = 0.0096$

$E_{10} = \underline{0.0104}$

$E_{11} = 0.0088$

$E_{12} = 0.0092$

$E_{13} = 0.0104$

$E_{14} = \underline{0.0221}$

$E_{15} = \underline{0.0246}$

$E_{16} = \underline{0.0245}$

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額

$G_{令2} = 0.00149$

五　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=30}^{令3}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令3}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令3}(F_n \times G_n)}{19{,}700\text{円} \times A}$$

校費

$$\frac{\sum_{n=15}^{16}(B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{16}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{59{,}800\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額

$C_{15} = 0.0243$

$C_{16} = \underline{0.0242}$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額

$E_9 = 0.0046$

$E_{10} = \underline{0.0102}$

$E_{11} = 0.0088$

$E_{12} = 0.0092$

$E_{13} = 0.0104$

$E_{14} = \underline{0.0093}$

$E_{15} = \underline{0.0243}$

$E_{16} = \underline{0.0242}$

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額

$G_{令2} = 0.00149$

五　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=30}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(F_n \times G_n)}{20{,}500\text{円} \times A}$$